

非常通信

JJ1SXA 池

昨年は、国内では台風被害、地震被害、そして今年の津波、世界規模で多くの犠牲者が出ました、災害、災難は、何時、何処で、誰に降りかかるかわかりません。

皆さんご存知のとおり、電波法・第 52 条(目的外使用の禁止等)に非常通信のことが書いてあります、「無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない」との規定で、通常はアマチュア業務以外は禁止されていますが、同条で、「ただし、次に掲げる通信については、この限りでない」という中に、第4項・非常通信があり、「非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう」となっています。

また、電波法第74条(非常の場合の無線通信)では、「総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる」となっています。

非常通信を行った時は、電波法・第 80 条(報告等)第 1 項に基づき報告をしなければいけません、報告内容は、「実施日時(期間)、交信相手、通信内容」です。

JARLでは、非常通信の支援体制の整備についての基本原則を定め、支援体制を考えており、(1) 地方自治体等が行なう人命救助、交通ならびに通信の確保等の災害応急対策に協力するため、被災地での非常通信体制の確立に努めること、(2) この支援体制は、地方自治体等が行なう災害対策が初期の目的が達成したとされる段階まで維持すること、(3) アマチュア無線家は、ボランティア精神にのっとり自己の責任において非常通信などに無報酬で協力すること、以上3点を踏まえ、非常通信ボランティアの受付も行っています、**240** グループでも数年前に、非常通信体制のことが話題になったことがありましたが、立ち消えになりました。

現在は、当時と違い、無線技術やインターネットの発達で、通信網の構築に事欠かない状況ができあがっていて、防災無線・警察・消防その他の無線網は災害時にもすぐたちあがるようで、アマチュア無線の非常通信は極々まれなことでしょう。

然し、災害時の、公衆電話網の不通状況・通信制限、防災無線等を含めて停電時の非常電源の不備を考えると、個人的にはアマチュア無線の活躍の場もあるようで、より効率的な利用が必要になったような気がします、自分が災害に巻き込まれた時のため、携帯電話以上に、ハンディ機が何時でも活用できるよう、電池の確保・点検に気をつけ、少なくともグループ内にだけでも安否の発信をしたいものです。